

大阪市民セレモニー

ご逝去後 まず大阪市民セレモニーへ ご連絡ください

24時間365日受付

06-6773-9343

病院・施設・ご自宅など、亡くなられた場所を問わずご相談いただけます。
何をすればよいかわからない状態でも、そのままお電話ください。

お電話で確認する主な内容

☐	亡くなられた方のお名前	分かる範囲で結構です
☐	現在いらっしゃる場所	病院・施設・ご自宅・警察等
☐	お迎え先とご安置先	未定でもご相談ください
☐	ご希望の葬儀形式	福祉葬・直葬・一日葬・家族葬など
☐	生活保護受給の有無	葬祭扶助を検討する場合に確認します

死亡届・火葬許可について

大阪市では死亡の事実を知った日を含め7日以内に死亡届が必要です。通常、葬儀をお任せいただいた場合は、必要事項を確認のうえ死亡届・火葬場手続きについてご案内します。死亡届が受理されると埋火葬許可証が発行されます。

この冊子は、葬儀後に必要となる代表的な手続きを時系列で確認できるようにまとめています。制度・必要書類は個別事情や改正により異なるため、実際の申請前に各窓口へご確認ください。

まず確認すること - 葬儀直後

葬儀を終えた直後は、すべてを一度に進める必要はありません。期限のあるものから順番に確認します。

目安・期限	手続き	ポイント
すぐ	死亡診断書等・埋火葬許可証の保管	原本・写しを分け、重要書類として保管します。
すぐ	領収書・請求書の保管	葬儀費用は相続税計算等で確認が必要になる場合があります。
早めに	勤務先・学校・関係先への連絡	必要な範囲で死亡の連絡をします。
早めに	遺言書の有無を確認	自筆証書遺言等を見つけても、内容によっては家庭裁判所の検認が必要です。
早めに	重要書類・財産資料の整理	通帳、不動産、保険、年金、証券、借入金等を確認します。

大切な書類はまとめて保管

死亡診断書等のコピー、埋火葬許可証、葬儀費用の領収書、戸籍関係書類、年金関係書類、保険証券、通帳・証券などは一か所にまとめておくと、その後の手続きが進めやすくなります。

ご家族メモ

手続きの全体スケジュール

目安・期限	手続き	ポイント
7日以内	死亡届	死亡の事実を知った日を含め7日以内。通常の葬儀では葬儀社が手続きを案内します。
早めに	健康保険・介護保険等	資格確認書等の返却・資格喪失に伴う手続きを確認します。
早めに	年金関係	死亡届が原則不要の場合もありますが、未支給年金等は別途手続きが必要です。
3か月以内	相続放棄・限定承認	原則、自己のために相続開始があったことを知った時から3か月。専門家への早めの相談を推奨します。
4か月以内	準確定申告	必要な場合、相続開始を知った日の翌日から4か月以内。
10か月以内	相続税の申告・納税	課税対象となる場合、相続開始を知った日の翌日から10か月以内。
3年以内	相続登記	不動産を相続したことを知った日から原則3年以内。
2年以内	大阪市国保・後期高齢者の葬祭費	葬祭を行った日の翌日から2年。

期限は『死亡日』だけで決まらないものがあります

相続・税務などには「相続開始を知った日」「不動産を取得したことを知った日」などを起算点とする制度があります。個別事情によって期限が変わる場合があるため、迷った場合は専門家・担当窓口へご確認ください。

大阪市・区役所で確認する手続き

亡くなられた方の状況によって必要な手続きは異なります。大阪市では、原則として亡くなられた方がお住まいだった区の区役所を中心に確認します。

☐	国民健康保険	加入していた場合。葬祭費の申請も確認
☐	後期高齢者医療	加入していた場合。葬祭費の申請も確認
☐	介護保険	被保険者証等や保険料の確認
☐	世帯・住民登録関係	世帯状況により届出が必要な場合があります
☐	各種医療証・受給者証	該当する制度がある場合
☐	障がい福祉・各種手当	受給していた場合
☐	市税関係	固定資産税等を含め必要に応じ確認

区役所へ行く前に

手続きごとに必要書類が異なります。本人確認書類、故人との関係が分かる書類、口座情報、資格確認書等が必要になる場合があります。事前に担当区役所へ確認するとスムーズです。

大阪市国民健康保険 - 葬祭費

大阪市国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

支給額	50,000円
申請できる方	葬祭を行った方
申請先	亡くなられた方が大阪市国民健康保険に加入していた区の区役所 保険年金業務担当
時効	葬祭を行った日の翌日から2年

主な確認書類

☐	故人の資格情報が確認できるもの	資格確認書・資格情報のお知らせ等
☐	死亡の事実が確認できるもの	埋・火葬許可証など
☐	葬祭を行ったことが確認できるもの	葬祭費用の領収書など
☐	振込先口座等	最新の必要書類は区役所で確認

※旧冊子の「健康保険証」「死亡日から2年」という表現は使用せず、2026年7月1日更新の大阪市案内に合わせています。

後期高齢者医療 - 葬祭費

後期高齢者医療の被保険者が亡くなられた場合も、葬祭を行った方へ葬祭費が支給されます。

支給額	50,000円
申請先	亡くなられた方がお住まいだった区の区役所 保険年金業務担当（保険）
時効	葬祭を行った日の翌日から2年

主な確認書類

☐	申請者の本人確認書類	マイナンバーカード・運転免許証等
☐	申請書	大阪府後期高齢者医療広域連合所定様式
☐	葬儀の領収書等	葬祭を行ったことを確認するため
☐	口座情報が分かるもの	申請者名義等を確認

会社員等の健康保険の場合

勤務先の健康保険、協会けんぽ、健康保険組合等では「埋葬料（費）」等の制度がある場合があります。加入先へ確認してください。支給要件・金額・必要書類は加入先によって確認が必要です。

年金の手続き

年金受給者が亡くなった場合、現在はマイナンバーの収録状況によって死亡届が原則不要となる場合があります。ただし、未支給年金など別の手続きが必要になることがあります。

☐	年金受給権者死亡届	日本年金機構にマイナンバーが収録されている場合は原則不要
☐	未支給年金	亡くなった月分までの未支給分を、生計を同じくしていた一定の遺族が請求できる場合があります
☐	遺族基礎年金	受給要件に該当する遺族がいる場合
☐	遺族厚生年金	厚生年金加入歴等により受給できる場合
☐	寡婦年金・死亡一時金等	国民年金の加入状況等により該当する場合

死亡届が必要なケース

マイナンバーが収録されておらず死亡届が必要な場合、日本年金機構の案内では原則10日以内（国民年金は14日以内）とされています。年金事務所・年金相談センター等へ確認してください。

銀行・カード・携帯電話・公共料金

契約内容を確認し、必要なものを停止・解約・名義変更します。故人名義の口座は、金融機関が死亡を知ると取引が制限されることがあります。

☐	銀行・ゆうちょ・信用金庫等	預貯金・貸金庫・自動振替を確認
☐	クレジットカード	解約と未払い・継続課金を確認
☐	携帯電話・固定電話	契約している電話会社へ連絡
☐	インターネット	回線・プロバイダー・メール等を確認
☐	電気・ガス・水道	解約または名義変更
☐	NHK・新聞等	契約状況に応じて手続き
☐	サブスクリプション	動画・音楽・クラウド・通販会員等
☐	保険	生命保険・損害保険等を確認
☐	自動車	所有者・使用者・保険・税金を確認

デジタル遺品にも注意

スマートフォン、パソコン、クラウドストレージ、SNS、ネット銀行、暗号資産、ネット証券など、オンライン上の財産・契約も確認します。パスワードを無理に推測するのではなく、各サービスの相続・死亡時手続きを確認してください。

相続 - 最初に確認すること

財産だけでなく、借入金などの債務も相続の対象になり得ます。判断に迷う場合は、財産を処分する前に専門家へ相談してください。

☐	遺言書の有無	公正証書・自筆証書・法務局保管制度等を確認
☐	相続人の確認	戸籍等で法定相続人を確認
☐	プラスの財産	預貯金・不動産・株式・保険等
☐	マイナスの財産	住宅ローン・借入金・未払金・保証債務等
☐	生前贈与等	税務上確認が必要になる場合があります

相続放棄・限定承認

原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所での手続きが必要です。債務の有無が不明な場合を含め、早めに弁護士・司法書士等へ相談してください。

※個別の相続関係によって結論が変わるため、この冊子だけで相続方法を判断しないでください。

不動産を相続した場合 - 相続登記

2024年4月1日から相続登記が義務化されています。旧冊子にはなかった重要な手続きです。

原則3年以内

相続により不動産を取得した相続人は、自己のために相続開始があったことを知り、かつ、その不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

正当な理由なく怠った場合

10万円以下の過料の対象となる可能性があります。2024年4月1日より前の相続で未登記の不動産についても対象となる場合があります。

☐	土地・建物の有無を確認	固定資産税関係資料・登記事項等
☐	相続人・遺言を確認	登記原因・取得者を整理
☐	必要書類を準備	戸籍・住民票・遺産分割協議書等、案件により異なります
☐	法務局または司法書士へ相談	複雑な場合は専門家利用を検討

税金 - 準確定申告と相続税

故人の所得や相続財産の状況によって、税務申告が必要になる場合があります。

準確定申告 - 4か月以内

年の途中で亡くなった方について確定申告が必要な場合、相続人等が1月1日から死亡日までの所得・税額を計算し、相続開始を知った日の翌日から4か月以内に申告・納税します。

相続税 - 10か月以内

相続税の申告が必要な場合、相続開始を知った日の翌日から10か月以内に申告・納税します。相続税の基礎控除は原則「3,000万円+600万円×法定相続人の数」です。

☐	故人の確定申告状況	事業・不動産・給与・年金等を確認
☐	源泉徴収票等	所得を確認する資料
☐	医療費・保険料等	控除関係資料
☐	相続財産・債務	相続税の申告要否判定に必要
☐	葬儀費用の領収書	相続税計算上、一定の葬式費用を控除できる場合があります

税務判断は個性が高いため、必要に応じて税務署または税理士へご相談ください。

四十九日・納骨・仏壇・位牌

仏事の考え方や作法は、宗派・地域・菩提寺によって異なります。ここでは一般的な準備項目のみを掲載します。

☐	法要の日程	菩提寺・宗教者と相談
☐	会場	自宅・寺院・会館等
☐	参列者への連絡	必要に応じ案内
☐	本位牌・仏壇等	宗派によって扱いが異なります
☐	納骨	墓地・納骨堂等の規則を確認
☐	埋火葬許可証	納骨時に必要となる場合があるため大切に保管
☐	会食・返礼品	必要に応じて準備

以前の冊子から変更した考え方

「仏壇の向き」「香典返しは必ず半額」「三回忌まで必ず喪服」などを一律のルールとして断定しません。宗派・地域・寺院・ご家族の考え方によって異なるため、菩提寺・宗教者へご確認ください。

年忌法要・供養の記録

法要を行う時期や規模は宗派・地域・ご家族の考え方によって異なります。予定を書き込むための記録欄としてお使いください。

法要	予定日	会場・寺院・メモ
初七日	年 月 日	
四十九日	年 月 日	
百か日	年 月 日	
一周忌	年 月 日	
三回忌	年 月 日	
七回忌	年 月 日	
十三回忌	年 月 日	
十七回忌	年 月 日	
二十三回忌	年 月 日	
二十七回忌	年 月 日	
三十三回忌	年 月 日	

※法要を行わない宗教・宗派もあります。日程・名称・内容は宗教者へご確認ください。

手続きチェックリスト 1

やめる・変更する・引き継ぐ契約を整理します。

☐	クレジットカード	カード会社
☐	携帯電話	契約している電話会社
☐	インターネット・プロバイダー	契約会社
☐	電気・ガス・水道	各事業者
☐	NHK・新聞等	各契約先
☐	生命保険・損害保険	保険会社・代理店
☐	賃貸住宅・借地	家主・管理会社等
☐	自動車	運輸支局・保険会社等
☐	各種会員サービス	運営会社
☐	サブスクリプション	各サービス会社
☐	貸金庫	金融機関
☐	パスポート・免許証等	各担当機関に確認

MEMO

手続きチェックリスト 2 - 相続・専門家

☐	遺言書の確認	内容により弁護士・司法書士等
☐	相続人の調査	司法書士・弁護士等
☐	相続財産・債務の調査	税理士・司法書士・弁護士等
☐	遺産分割協議	紛争がある場合は弁護士
☐	相続放棄・限定承認	家庭裁判所／弁護士等
☐	不動産の相続登記	法務局／司法書士
☐	相続税	税務署／税理士
☐	準確定申告	税務署／税理士
☐	年金	年金事務所等／必要に応じ社会保険労務士
☐	遺品整理	必要に応じ専門業者
☐	墓地・納骨・墓じまい	寺院・霊園・石材店等

専門家を早めに検討した方がよいケース

借金がある・財産が分からない・相続人同士で意見が合わない・不動産が複数ある・会社経営者だった・相続税がかかりそう・遺言書の扱いが分からない等の場合は、期限を過ぎる前に専門家へ相談してください。

困ったときは 大阪市民セレモニーへ

葬儀後のことも、分からないことからご相談ください。
内容に応じて、確認先や専門家への相談が必要かをご案内します。

24時間365日受付

06-6773-9343
大阪市民セレモニー

ご家族メモ・連絡先

故人様のお名前		命日	___ / ___ / ___
担当者		葬儀日	___ / ___ / ___
菩提寺・宗教者		電話	

本冊子は2026年8月時点の公的情報を基に、一般的な案内として作成しています。法律・制度・必要書類・支給要件は改正や個別事情により異なる場合があります。正式な手続きは各行政機関・金融機関・専門家等へご確認ください。